

福井県警察の鑑識業務に従事する警察職員の服制に関する訓令

平成 18 年 6 月 8 日
福井県警察本部訓令第 38 号

改正

平成 19 年 3 月 27 日本部訓令第 17 号 平成 20 年 4 月 11 日本部訓令第 23 号

〔福井県警察の鑑識職員の服制に関する訓令〕を次のように定める。

福井県警察の鑑識業務に従事する警察職員の服制に関する訓令

福井県警察の鑑識職員の服制に関する訓令（平成 18 年福井県警察本部訓令第 38 号）の一部を改正する。

（目的）

第 1 条 この訓令は、福井県警察の鑑識業務に従事する警察職員の服制及び服装について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、鑑識職員とは、福井県警察において現場鑑識活動、鑑定等の業務に従事する警察職員をいう。

（制式等）

第 3 条 鑑識職員の制式は、別表第 1 のとおりとする。

（服装）

第 4 条 鑑識職員が現場鑑識活動を行う場合は、別表第 1 に定める鑑識作業服及び鑑識帽を着用するものとする。

2 鑑識作業服の着用期間は、次の表に掲げるとおりとする。

服装の種別	着用期間	
	始期	終期
冬服	10 月 1 日	翌年 5 月 31 日
夏服	6 月 1 日	9 月 30 日

（支給品の品目等）

第 5 条 鑑識職員に支給する被服の品目、員数及び使用期間は、別表第 2 のとおりとする。

2 本部長は、被服の支給について特別な事由がある場合は、その品目若しくは員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

（支給品の取扱い）

第 6 条 鑑識職員は、支給された被服の取扱いを適正にし、これをみだりに改造し、滅失し、又はき損してはならない。

2 被服の支給を受けた鑑識職員がその身分を離れたとき、又は支給品が使用不能となったときは、速やかにその支給品を所属長を経由して返納しなければならない。

3 前項により返納された支給品のうち、使用可能なものは予備として鑑識職員に保

有及び使用をさせることができるものとし、使用不能なものは所属長が廃棄処分するものとする。

附 則

この訓令は、平成18年6月8日から施行する。



附 則（平成19年3月8日本部訓令第17号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月11日本部訓令第23号）

この訓令は、平成20年4月11日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

品目	制式	形状
鑑識作業服 (冬服)	濃紺色の帯電防止加工された上衣と長ズボンで、上衣の胸左右にポケット、左肩にペンさしがあり、胸に「福井県警察」、右腕部に「鑑識（又は科捜研）」、背中に「福井県警察」「POLICE」「IDENTIFICATION」の文字入りとする。また、長ズボンは、サイドポケットがあるものとする。	
鑑識作業服 (夏服)	上記と同様で、薄地のものとする。	上記と同様
鑑識帽	濃紺色の野球帽型とし、前面に「FUKUI POLICE」の金色刺繍入。つば部に草かざりの金色刺繍入。	

別表第 2 (第 5 条関係)

被服の品目、員数及び使用期間

品目	員数	使用期間	使用期間の計算	使用期間満了年数
鑑識作業服 (冬服)	1 着	2 4 月	1 年のうち実着期間 8 月	満 3 年
鑑識作業服 (夏服)	1 着	1 2 月	1 年のうち実着期間 4 月	満 3 年
鑑識帽	1 個	3 6 月	支給の月から通年計算	満 3 年